

# 見本市出展補助金

## 【一般枠】

域外での受注増加に結び付けるため、県外見本市（国外見本市は対象外）を活用した販路拡大に取り組む企業を応援します！

※一次产品及びサービスに係るものは対象外です

募集期間【上期】令和2年4月1日(水)～4月30日(木)

25万円

NEW!!

新規小規模事業者

※過去5か年度以内に本補助金制度を活用したことがない小規模事業者

補助上限額

20万円

中小企業者

2/3以内

補助率

人件費

※新規小規模事業者のみ

こんなことに使えます!!

出展小間料

こんなことに使えます!!

小間装飾料

こんなことに使えます!!

電気水道使用料

こんなことに使えます!!

製品運送料

こんなことに使えます!!

※本補助金の詳細や、申請方法等は裏面及び募集要項を必ずご確認ください。

募集要項ダウンロード

[https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin\\_shien/](https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/)

【お問合せ先】

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

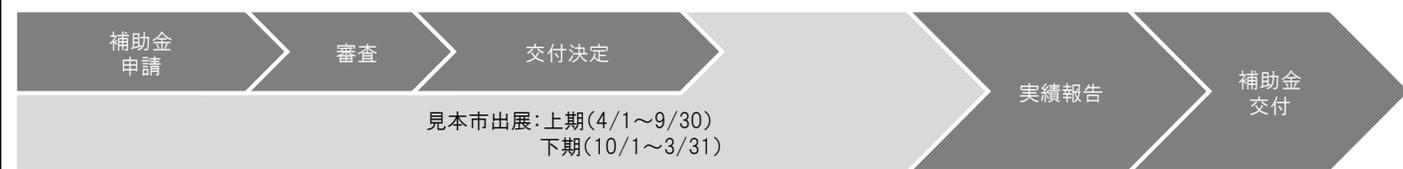
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

TEL 025-226-0550

FAX 025-226-0555



事業の名称	見本市出展補助金【一般枠】	
補助対象者	以下の全てを満たす必要があります。 ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ※小規模事業者として申請する場合は、【別表1】に掲げる小規模事業者であること ②新潟市税の未納が無い者 ③募集要項記載【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者	
補助対象事業	県外において開催される見本市等(物産展など即売目的の展示会等は除く)へ出展する事業であって、次の条件を全て満たす事業が対象となります。 ①出展する製品・技術は、自社開発のものであること ②申請時において、開発・販売から5年以内のものであること(開発中も可) ③当該会計年度内に終了する事業であること ④本事業期間内に、同一の内容で国(独立行政法人を含む)、地方自治体又は他の団体から補助金等の交付その他の助成を受けていないこと、または受けることが決まっていないこと	
補助内容	補助率	補助対象経費の3分の2以内 (ただし、過去5か年度以内に本補助金を活用したことがある者は2分の1以内)
	補助上限額	20万円※過去5か年度以内に本補助金を活用したことがない小規模事業者は25万円
	補助対象見本市	次の期間に開催される見本市 上期:令和2年 4月1日(水)～令和2年9月30日(水) 下期:令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)
補助対象経費	臨時補助員の人件費(新規小規模事業者のみ)、出展小間料、小間装飾料、電気水道使用料、製品運送料 ※詳しくは募集要項をダウンロードし、ご確認ください。	
募集期間	上期:令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)午後5時30分 下期:令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)午後5時30分	
事業の主な流れ		



事業の詳細や、申請に必要な書類など詳しくは「募集要項」をダウンロードしてご確認ください。

[https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin\\_shien/](https://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/)

#### 【問合せ先】

公益財団法人 新潟市産業振興財団(新潟IPC財団)ビジネス支援センター  
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階  
TEL:025-226-0550 FAX:025-226-0555 E-mail:info@niigata-ipc.or.jp